

大阪市教育振興基本計画の概要

(平成28年3月変更)

第1編 大阪市の教育改革

【第1章 計画の位置付け】(P1~5)

計画の期間を平成25年度から27年度までの3年間にすることとしていましたが、この計画の施行期間を1年間延長し、28年度は教育効果が見込まれる施策を一層推進拡大することなどを定めています。

【第2章 教育改革の推進】(P6~21)

基本的な目標

この計画では、教育行政基本条例の前文に基づき、「めざすべき目標像」と、その達成に向けて教育にたずさわる全ての人々が共有すべき「基本となる考え方」を次のように掲げます。

めざすべき目標像

全ての子どもたちが学力を身に付けながら健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うようになることをめざします。
そのために、社会が多様化し激しく変化する中で、国際化の進展や未曾有の災害の発生等を踏まえ、子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備えるようにします。

基本となる考え方

- 一人一人の子どもを、個人としての尊厳を重んじ、その意見を尊重するとともに、自由と規範意識、権利と義務を重んじ、自己の判断と責任で道を切り拓き、真理と正義を求め、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、グローバル化が進む国際社会において力強く生き抜くことができる人間としてはぐくむこと
- 子どもたちが、我が国と郷土の伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた国と、自らが育ったこの大阪を愛し、大阪にふさわしい新しい文化の創造をめざすようになること
- 教育行政においては、上記の教育が行われるよう、学校教育の円滑かつ継続的な実施のための支援、教員的能力・適性等の向上を図るための研修、家庭の教育力の向上の支援、青少年・成人に対する教育活動の振興に関する施策の推進に努めること

改革の方向性

この計画は、教育行政基本条例と学校活性化条例の趣旨に則り、大阪市の教育改革を計画的に推進するためのものです。改革を進めて基本的な目標を達成できるよう、改革の方向性を次の5点に整理し、その方向性に沿って、新たな施策の実施や制度の確立に向けて取り組んでいきます。

また、教育委員会は、本市の教育行政や学校運営、その両者の関係のあり方について、組織体制、職員の職務・人事を含め、現行制度の下で課題を検証し、その改革・改善を図っていきます。

カリキュラム改革

- 3つの目標(ええとこのばそ、たすけあおう、わかりあおう)を見据え、いかに社会が変化しようとな必要とされる学力、道徳心・社会性、健康・体力をはぐくみます。
- 幼児期から義務教育修了までに、基本的な道徳心・規範意識を培います
 - 新たな幼児教育カリキュラムを編成・実施します
 - ICTを活用して協働学習や個別学習などの充実をめざす「大阪市スタンダードモデル」を策定します
 - カリキュラムのイノベーションにつながる研究を進めます
 - 組織的かつ継続的な学力向上検証改善サイクルの確立を図ります
 - 通知表改革:学びの評価を客観的なものにします
 - 健全な食生活の確立に向けて食育を進めます

グローバル化改革

国際共通語である英語を使うことをめざす教育の充実や、世界最先端のICT学習環境の活用により、グローバル人材としての基礎を育てます。

- 「英語イノベーション」:小学校1年生から大阪独自の英語教育に取り組みます
- ICTを活用して協働学習や個別学習などの充実をめざす「大阪市スタンダードモデル」を策定します(再掲)

マネジメント改革

校長がその権限と責任により自律的な学校運営を行い、子どもや保護者の意向に応え、学校園や地域の実情に応じた特色ある教育実践を創造し、学校園の活性化を図ります。

- 校長がリーダーシップを発揮して活気のある学校づくりを進めます
- 管理職を中心とした学校の組織マネジメント体制の改革を進めます
- 教員人事制度等を見直します
- 教員が互いに切磋琢磨し、優れた教育実践を創る仕組みをつくります

ガバナンス改革

保護者・地域住民をはじめとする市民に説明責任を果たすとともに、市民の参加を得られるよう、情報の積極的な提供、学校協議会の設置など開かれた学校運営を行います。

- 保護者・地域住民に開かれた学校をつくります
- 分権型教育行政システムを推進します
- 民間や広域行政との適正な役割分担を進めます

学校サポート改革

専門家の支援や業務の効率化などにより、教職員がその持てる能力を教育実践で十分に発揮できるよう支援します。

- いじめ・問題行動に毅然とした対応をとるための制度をつくります
- 体罰・暴力行為を生まない学校づくりや、運動部活動の適切な指導方法の確立を図ります
- 学校運営における課題の解決を支援します
- 学校教育以外でも多様な学習機会を提供します

【第3章 計画の推進】(P22~23)

この計画に基づき施策を総合的に推進するために、社会総がかりで教育活動に取り組むことを掲げています。また、施策を計画的に推進するために、各年度における目標や具体的取組を定め、その進捗状況を点検評価し、施策を改善していくことなどを定めています。

第2編 25年度から28年度までに取り組む施策

(P24~42)

今後進めていく施策の全体像について、子ども、学校園、市民のそれぞれに対する3つの分野に分け、施策ごとに平成28年度までの目標を設定し、代表的な取組の内容と計画を記載しています。

1 子どもの自立に必要な力の育成(カリキュラム改革、グローバル化改革関連)

幼児期から義務教育修了までの教育を充実させることにより、一人ひとりの子どもにとって将来の自立に必要な力を育てるとともに、国際社会において力強く生き抜くことができる人材となる基礎をはぐくみます。

- 1 学力の向上
- 2 道徳心・社会性の育成
- 3 健康・体力の保持増進
- 4 幼児教育の充実
- 5 特別支援教育の充実

2 学校教育の質の向上(マネジメント改革関連)

校長がリーダーシップを発揮し、教員が切磋琢磨することにより、優れた教育実践を創造するための仕組みづくりを進めます。併せて、教職員がその持てる能力を教育実践で十分に発揮できるようにするための環境を整備します。

- 1 学校の活性化
- 2 教職員の資質・能力の向上

3 市民が協働する仕組みづくりと生涯学習の支援(ガバナンス改革、学校サポート改革関連)

学校園が積極的に情報を発信し、保護者や地域住民が参加する開かれた学校運営を進めるとともに、学校における教育活動のサポートが一層充実するよう取り組みます。また、市民が地域社会の担い手として協働していくよう、市民の生涯にわたる学習を支援し、その成果を地域における活動に生かすことができるようになります。

- 1 学校・家庭・地域の連携の推進
- 2 生涯学習の推進